

原子力安全基盤機構(JNES)の規制委への統合についての考え方

2013年8月18日

自民党原子力規制PT

原子力委員会設置法は、JNES の廃止・完全統合を明定している。法律通り、そして何よりも国内外に重大な影響を与えた福島第一原発事故の教訓を正しく学び、同組織の完全統合を本年度中に実現する定員要求と法改正を行うべき。また、この増員要求は、今次原発事故の原因究明に基づくものであり、通常の行政改革の考え方とは一線を画すべき。

- 国会は、昨年の原子力規制委員会設置法案の審議過程において、JNES の高度な専門性が新たな原子力規制能力確保のために不可欠との認識から、JNES を廃止して、その業務を原子力規制委員会に全て移管・統合することとした。
- これは、福島第一原発事故の反省に立ち、国会事故調が指摘した「規制の虜」状態から脱するためには、我が国の規制機関も確率論的安全評価を含む安全解析など、高度の専門能力を、同一組織内に持つことが強力な規制には必須との認識に至ったもの。
- また、諸外国の規制機関組織体系を比較した上で、いわゆる「技術支援機関」を下請け機関として持たず、単一組織内で規制行政全体が完結する「米国 NRC 型」の規制機関を目指したもの。

——米国 NRC は、安全審査などの規制の執行を行う原子炉規制局と、安全研究や解析コード開発などを行う原子力研究局がある。
原子炉規制局には、エンジニアリング課、安全システム課(安全解析)やリスク評価課が存置されているが、わが国ではこれらの課が有している安全解析や安全研究成果の規制への利用の機能は JNES が持っている。
なお、NRC の原子力研究局の機能も、わが国では JNES が担っている。
- 原子力規制委員会の専門性向上のためには、JNES の安全解析や研究管理等の能力が不可欠。この際、本年度中に JNES の廃止・完全統合となる、400名強の恒久的定員増員と法改正を実現すべき。

以上